改正後	改正前
⑽　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［⑰・⑱　略］ ［３～７　略］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［略］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合］ ［略］ 第２　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	⑽　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 ［⑰・⑱　同左］ ［３～７　同左］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［同左］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合］ ［同左］ 第２　［同左］

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第五条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びくに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十一条の十一**　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十一条の十一**　［同上］ 一　［同上］